

11月24日(水)午後9時20分頃、千葉県の自動車専用道路において、同県に営業所を置く乗合バスが回送運行中、後部エンジンルームより出火した。

火災は、当該バス運転者の通報により、駆けつけた消防の消火作業により鎮火した。

この事故による負傷者はなし。

(3) 貸切バスの衝突事故

11月21日(日)午前9時50分頃、北海道の国道において、道内に営業所を置く貸切バスが乗員・乗客計31名を乗せ運行中、左側の側道から一時停止をせずに飛び出してきた乗用車と衝突した。

この事故により、乗用車の運転者が死亡した。

なお、当該バスの運転者と乗員・乗客にケガはなかった。

(4) 法人タクシーの死傷事故①

11月24日(水)午後11時50分頃、大阪府において、府内に営業所を置く法人タクシーが当日の運行を終え営業所に入ろうと左折した際、入口に倒れていた歩行者に気付かず轢いた。

この事故により、当該路上横臥者が死亡した。

(5) 法人タクシーの死傷事故②

11月25日(木)午後11時40分頃、兵庫県の国道において、同県に営業所を置く法人タクシーが乗客1名を乗せ運行中、交差点を青信号に従い直進したところ、赤信号の横断歩道上に立っていた歩行者をはねた。

この事故により、当該歩行者が死亡した。

なお、当該タクシーの運転者と乗客にケガはなかった。

(6) 大型トラックの衝突事故

11月19日(金)午前1時30分頃、静岡県の国道において、三重県に営業所を置く大型トラック①が運行中、反対車線にはみ出し、対向してきた大型トラック②と正面衝突した。

この事故により、双方のトラック運転者が死亡した。

(7) 自家用有償バスの転覆事故

11月24日(水)午前9時頃、島根県の市道において、県内の自家用有償バスが乗客1名を乗せ運行中、左側から高波を受け乗降口扉が開いた状態となったことから、運転者が当該バスを停車させ、当該扉を閉めようとしていたところ、再び高波を受け道路右沿いのフェンスに寄りかかるように横転した。

この事故により、当該バスに乗っていた乗客1名が重傷を負った。

備え、改めて国、バス業界及び旅行業界が連携して、貸切バスの更なる輸送の安全確保を図るため、適切な安全投資を確保するための取組みやバス事業者への安全対策徹底の指導等の4つの対策について取組むことにより、安全・安心な貸切バスの運行を実現します。

安全・安心な貸切バスの運行に向けた取組みのポイント

1. 適切な安全投資を確保するための取組み：国による監査等を通じて、バス事業者の適切な安全投資を確保する（運賃下限割れを防ぐ）
 - ・ 下限割れなどについて国の監査による徹底取締り
 - ・ 本年秋～冬にかけて国の集中監査を実施 等
2. バス事業者への安全対策徹底の指導：国及び適正化機関がバス事業者に安全対策の徹底を図る
 - ・ 全国での貸切バス事業者に対する安全講習会や貸切バスに対する街頭指導
 - ・ 全国の貸切バス事業者の安全統括管理者に対する要請 等
3. 輸送の安全をチェックする取組み：事業者自らが輸送の安全を確認する
 - ・ 「安全運行パートナーシップ宣言」、「輸送の安全を確保するための貸切バス選定・利用ガイドライン」の認知・遵守状況について、バス事業者・旅行業者による自己点検の実施と再周知
 - ・ バス協会と旅行業協会間で定期的な意見交換会の開催 等
4. 関係者への再徹底：バス事業者、旅行業者、バス利用者等の関係者に必要な情報を再周知する
 - ・ 旅行業者への運賃・料金制度の周知
 - ・ 更新許可、休止事業者の再開、休車再開時のパンフレット等を活用した周知・啓発 等

詳細は、国土交通省プレスリリース及び各事業者団体のホームページをご覧ください。

国土交通省プレスリリース：

https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02_hh_000472.html

日本バス協会：<https://www.bus.or.jp/>

日本旅行業協会：<http://www.jata-net.or.jp/>

全国旅行業協会：<https://www.anta.or.jp/>

(3) 路線バスにおける車内事故対策について政府広報（BS朝日）で特集されました！

（配信日：R3.10.29）

路線バスにおける車内事故件数は近年下げ止まり傾向にあります。

特に高齢者の車内事故は骨折等の重傷化につながりやすく、重点的な対策が必要

です。

国土交通省では、国民への周知の一環として、

政府広報を活用した、車内事故対策に関する動画を制作しました。

車内事故の現状や危険性・国土交通省での取組みや国民の皆様へのお願い事項を4分程度でコンパクトにまとめた作品となっています。

下記HPから閲覧が可能です。ぜひご覧ください！

<https://www.gov-online.go.jp/pr/media/tv/kasumigaseki/movie/20211022.html>

<番組情報>

「知ってほしい！路線バスでの車内事故を防ぐために」

BS朝日「宇賀なつみのそこ教えて！」中、お知らせコーナー

放送日：10/22（金）18:00～18:30

(4)11月以降の本格的な冬用タイヤ交換作業に向けて、確実な作業を心がけましょう！

(配信日：R3.10.29)

11月以降、本格的な冬用タイヤ交換時期を迎えるにあたり、冬用タイヤ交換時の確実な作業の徹底を呼びかける「大型車の車輪脱落事故防止キャンペーン」を実施しています。

「大型車の車輪脱落事故防止キャンペーン」の継続実施

平成29年度に設置した「大型車の車輪脱落事故防止に係る連絡会」における車輪脱落事故防止対策として、大型車の車輪脱落防止「令和3年度緊急対策」を取りまとめました。この緊急対策の確実な実施を図るため、10月1日より「大型車の車輪脱落事故防止キャンペーン」を実施しています。

【実施期間】令和3年10月1日～令和4年2月28日

【大型車の車輪脱落事故を防ぐ「お・ち・な・い」】

お…落とさない！脱輪事故はまず点検。

ち…ちゃんと清掃、ちゃんと給脂！

な…ナット締め、トルクレンチを必ず使用！

い…1日1回、緩みの点検！

※詳細については、下記リンク先をご覧ください。

→ https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha09_hh_000273.html

(5) 自動車事故対策費補助金の2次募集申請受付を開始

～バス、タクシー、トラック運送事業者等の交通事故防止のための先進的な取組等を支援～

(配信日：R3.10.1)

国土交通省では、自動車運送事業における交通事故防止の観点から、先進安全自動車（ASV）や運行管理の高度化に資する機器の導入等の取組を支援するため、要件を満たした事業者に対して自動車事故対策費補助金を交付する事故防止対策支援推進事業を実施しており、今般、その補助金の申請受付を以下のとおり開始いたします。

1. 実施する補助事業

- (1) (受付終了) 先進安全自動車（ASV）の導入に対する支援
- (2) (2次募集) 運行管理の高度化に対する支援
- (3) (受付終了) 過労運転防止のための先進的な取組に対する支援
- (4) (2次募集) 社内安全教育の実施に対する支援

2. 補助事業の内容

申請方法等制度の内容につきましては、国土交通省のホームページの以下のページに掲載されております。

先進安全自動車（ASV）の導入に対する支援

http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/01asv/esc_03.html

運行管理の高度化・過労運転防止・社内安全教育に対する支援

<http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/subcontents/jikoboushi.html>

3. 補助事業の受付場所・受付期間

- 受付場所：最寄りの各地方運輸局、運輸支局等
- 受付期間：下記5. 参照（補助事業によって異なります。）

4. 留意点

受付期間中に申請総額が予算額に達する場合は、受付期間であっても申請受付を終了致しますのでご注意ください。

5. 受付期間

- (1) (受付終了) 先進安全自動車（ASV）の導入に対する支援

令和3年8月2日～令和3年11月30日

【終了】予算額の上限に達したため、10月29日までの申請をもって、受付を終了させていただきました。

- (2) 運行管理の高度化に対する支援

(2次募集) 令和3年10月4日～令和3年11月30日

(<https://www.mlit.go.jp/jidosha/index.html>)

* 自動車の不具合情報はこちら

最近、自動車に乗っていたら異常発生、なんてことはありませんでしたか。そんな時は、車検証を用意して、国土交通省「自動車不具合情報ホットライン」に連絡です。皆様の声は、車種ごとに、ホームページ上で公開され、メーカーがきちんとリコールをしたり、メーカーのリコール隠しを防ぐために活用されます。

・ ホームページ受付

(<https://www.mlit.go.jp/jidosha/carinf/rcl/hotline.html>)

・ フリーダイヤル 0120-744-960 (年中無休・24時間)

(オペレータ受付時間 平日9:30~12:00 13:00~17:30)

* 自動車のリコール等の通知等があったときは！

使用されている自動車について、自動車ディーラーなどから、リコール又は改善対策の通知が送付されたり、その対象であることが新聞等で公表されたときは、安全・環境への影響から、その自動車の修理を行うことが必要になったということです。道路運送車両法により、自動車ユーザーは、自分の自動車が保安基準に適合するよう点検・整備する義務がありますので、忘れずに修理を受けましょう。

